

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2024年4月15日

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役 所長

調達管理番号	24c00094000000
調達件名	2024年度-2026年度課題別研修「中南米地域 地域振興にむけた地域ブランディング」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2024年7月29日～2024年12月13日（予定） （特段の問題がない限り、2025年度、2026年度も単年度ごとに契約する。）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	株式会社自然塾寺子屋
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2024年4月30日 16:00
契約担当部署	筑波センター 研修業務課（担当：秋山 幸代） 電話番号：029-838-1744 メールアドレス： <a href="mailto:tbicttp@jica.go.jp">tbicttp@jica.go.jp</a>
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a></p>
-----------	---

以 上

## 2024年度-2026年度課題別研修「中南米地域 地域振興にむけた地域ブランディング」に係る研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、中南米地域から研修員として日本に招く、地域振興・農村活性化の企画立案及び実施・調整を担当する行政官やNGO職員等に対し、所定の案件目標を達成すべく、中南米地域や日本における先行事例の分析・比較研究を行い、地場産業振興の一手法としての「地域ブランディング」を活用した地域振興の計画・実施・管理に必要な知識と能力を強化することを目的として研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社自然塾寺子屋（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たしていることに加え、地域振興分野における課題別研修や国別研修を継続的に受託した実績を持ち、過年度の帰国研修員や国内のリソースパーソンとのネットワークを活用し、効果的に研修を運営し得る知見を有しています。特定者は、上記のネットワークや知見等を通じ、研修目標に沿った研修企画をはじめとして、対象国の状況・ニーズに応じた柔軟かつ充実した研修内容の検討及び運営が可能であり、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2024年度-2026年度課題別研修「中南米地域 地域振興にむけた地域ブランディング」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2024年度予定  
遠隔研修：2024年9月10日～2024年9月14日  
本邦研修：2024年9月19日～2024年10月5日
- (4) 契約履行期間：2024年7月29日～2024年12月13日（2024年度予定）  
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。  
※2025年度、2026年度の実施時期は受注者と調整の上で決定する（単年度契約）。

### 2 応募資格

- (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54

号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

1) 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4サイズ、1~2枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

2) 業務執行体制に関する要件

- ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
  - イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。
- 3) 本研修委託業務契約は、2024年度～2026年度に実施する計3回の研修コース全体を対象とする。2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで継続契約を行う（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結する。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年4月30日(火) 16:00まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 JICA 筑波 研修業務課 (担当: 秋山幸代) 電話 029-838-1744 メールアドレス: <a href="mailto:tbicttp@jica.go.jp">tbicttp@jica.go.jp</a>
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は書留としてください。)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年5月8日(水)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	上記(1) 提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送(郵送の場合は書留としてください。)
	請求締切日	2024年5月15日(水) 16:00まで
	回答予定日	2024年5月22日(水)
	回答方法	電子メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出

は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。

メールタイトルは「【XXX(各書類名)の提出(社名●●)】2024年度-2026年度課題別研修「中南米地域 地域振興にむけた地域ブランディング」に係る研修委託契約」として下さい。

宛先電子メールアドレス：[tbicttp@jica.go.jp](mailto:tbicttp@jica.go.jp)

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf)

◇別添 押印を省略する場合の様式例

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf)

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以上

2024年度-2026年度課題別研修  
「中南米地域 地域振興にむけた地域ブランディング」に係る研修委託契約  
業務概要

以下の記載は、2024年度に係るものである。2025年度、2026年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募資格（2）その他の要件3）案件受託上の条件を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

「中南米地域 地域振興にむけた地域ブランディング」

(2) 研修期間（予定）

【事前プログラム】2024年9月上旬～中旬

【遠隔研修】2024年9月10日～2024年9月14日

【本邦研修】2024年9月19日～2024年10月5日

(3) 研修員（予定）

1) 受入人数：15名（定員は15名）

2) 研修対象国：コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ボリビア、コロンビア、パラグアイ  
（加えて、国別上乘せ：コスタリカ、エルサルバドル、コロンビア）

3) 対象組織：

地域・農村活性化の企画立案及び実施・調整を担う省庁（中央・地方）、地方自治体、財団、NGO、生産者組織等

4) 研修員資格要件：

- ① 自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること
- ② 地域・農村活性化の企画立案及び実施・調整を担う中堅幹部の立場の者
- ③ 上記実務経験を3年以上有する者
- ④ 心身ともに健康で妊娠していない者
- ⑤ 西語力がある者
- ⑥ 年齢が30歳～50歳の者（推奨）

(4) 研修使用言語

スペイン語

(5) 研修の背景・目的



中南米諸国では、1970年代以降の政情不安や内戦や地域紛争、90年代以降続くハリケーンや火山噴火、地震災害などの自然災害被害を受け、国内経済への打撃を被り続けている。さらに、麻薬密売組織や若年層を中心とするギャング組織の存在も要因となり、1990年代以降は北米への不法移民流入の流れも顕著となった。

政情不安や内戦終結後も、長期にわたる国内の地域住民同士による衝突や相互監視状態も生じ、本来中南米に存在したコミュニティへの帰属意識や相互信頼感、自尊心は大きく毀損された。さらに、多くの国では、復興の過程で政策的に首都圏や大都市が重点的に開発されたことにより、地方の地場産業は育成されず、都市部と地方の格差が拡大している。

このような状況を踏まえ、地方における開発・住民自らの手による地域振興に日本の経験・知見を活かすべく、JICAは中南米諸国において一村一品運動（OVOP<sup>1</sup>）、道の駅、フードバリューチェーン（FVC<sup>2</sup>）、生活改善アプローチ等の手法を用いた農村開発に対する支援を行ってきた。これらの取組みは一部の国で政策に取り入れられ、地場産業の発展に寄与するケースが生まれている。今後は、各国において地域振興の各手法を総合的に理解し、自国のニーズに適した地域振興政策に結び付けることが求められている。

本研修は、研修員が中南米地域における先行事例を分析、比較研究し、地場産業振興の一手法としての「地域ブランディング」を活用した地域振興の計画、実施、管理に必要な知識と能力を強化することを目的に実施する。

## （6）案件目標

地域・農村の活性化を実現するための知識と能力が強化される。

## （7）単元目標（アウトプット）

研修員はプログラムを通じて以下の1)～4)を達成することが期待される。

- 1) 対象地域における地域資源を活用した地域・農村活性化の現状と課題を分析し、説明できる。
- 2) 日本の自治体、NGO、民間団体が実施している地域・農村活性化の政策・取組を理解し説明できる。
- 3) 中南米地域で実施されている地域・農村活性化の具体的な手法、経験、教訓を理解し、自国での活用に向けた比較・分析・検討ができる。
- 4) 地域資源を活かし、学んだ地域・農村開発手法を用いて、自国の現状に適した地域・農村活性化のアクションプランが作成される。

## （8）研修内容

### 1) 研修項目

---

<sup>1</sup> One Village One Product movement の略称

<sup>2</sup> Food Value Chain の略称

## 【事前プログラム】

- ① 動画を用いた事前学習
- ② インセプションレポートの作成（課題の抽出・分析）・発表準備

## 【本邦研修】

- ① インセプションレポートの発表・討議
- ② 講義、討議、演習、視察を通じて下記項目について理解を深める。
  - 日本の地域振興事例、地域開発手法  
OVOP、道の駅、アンテナショップ、生活改善、オンパク<sup>3</sup>、ツーリズム、ご当地キャラクターなど地域ブランディングに資する商業化手法・事例等について学ぶ。  
※ 特に「特産品」作りだけではなく、地域の「人材」や「歴史・文化」「体験」など複合的な資源である「ヒト、モノ、コト」に着目した地域活性化の手法についての理解を深める。  
※ 手法については、家庭、団体、集落、地域、国レベルといった対象やその目的によって、強みや弱みがあり万能ではないため、その特徴についても理解する。
  - 中南米諸国での地域振興先の先行事例、比較研究  
研修参加国の OVOP や地域ブランディング分野における先行事例や課題、特に政策、制度、財源面や実施体制構築の有無、商業化事業実践の共有などを行い、研修員間での情報共有、意見交換を通じて理解を深める。
  - 自国の地域開発政策の分析と地域開発手法の位置づけ  
地域開発政策の分析手法を学び、研修員は自国での地域開発政策を分析する。また、日本での活用されていた地域開発手法を参考に、自国の特徴に合わせた手法を見いだす
- ③ アクションプランの作成・発表・討議

## 2) 研修方法

### ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。

### イ. 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つ内容とする。

### ウ. 見学・研修旅行

---

<sup>3</sup> オンパク：地域資源を発掘・商品化して地域の付加価値を高め、地域活性化につなげる試みのこと。

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。日本の具体的な事例見学を通じて、より適応範囲の広い知見を習得できるよう工夫する。

#### エ. 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

#### オ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。各レポートの狙いは以下の通り。

##### ・ インセプションレポート

自国の抱える地域振興、地域経済開発に関する課題と研修員の所属する組織、業務内容について、各研修員が来日前に分析・記述した報告書であり、本レポート作成を通じて、本邦プログラムの参加に向けての動機付け・問題意識の明確化を目指す。

##### ・ アクションプラン

本邦研修を通じて得られた知識・技術を踏まえ、自国の課題解決のために取り得る対応策を論理的に取り纏めさせるためのものであり、最終的には研修員自身の自発的な活動がなされ、所属先もしくは関係組織において承認され、活動が実施されることが期待される。

### 3) 当機構が実施するプログラム

#### ア. 集合ブリーフィング (0.5 日)

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

#### イ. プログラムオリエンテーション (0.5 日)

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

#### ウ. 評価会・閉講式 (0.5 日)

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間 (予定)

2024年7月29日～2024年12月13日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含む)

## (2) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の(6)案件目標(7)単元目標を達成できるよう、(8)研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

## (3) 詳細

### 事前プログラム

- 1) 研修開始に際して必要となる研修員への連絡・指示・質問回答
- 2) 事前学習・インセプションレポート内容の分析、同レポート精度向上のための研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- 3) 事前接続確認(必要である場合)

### 遠隔・本邦研修

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取

- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 25) 一部研修を遠隔で実施するための手配、準備、実施

### 3. 留意事項

- (1) 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

202X年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 高橋 亮 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2024年度-2026年度課題別研修「中南米地域 地域振興にむけた地域ブランディング」に係る研修委託契約に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格）  
登録番号：

2 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

3 応募要件

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「2 応募資格」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上